

第5章 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場などからのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などによって引き起こされます。

1. 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	—	1日平均値の下位から98%目の値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—

2. 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値の下位から98%目の値が35μg/m ³ 以下であること。

4. 大気汚染測定結果（岐阜県実施）

年 度		平成25年	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年
調査期間		H25. 7. 25 ～8. 8	H26. 7. 24 ～8. 7	H29. 7. 24 ～8. 16	常時監視	常時監視
調査地点		関市役所	関市役所	関市役所	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)
二酸化 硫黄 (ppm)	1時間値の最高	0.011	0.013	0.004	0.011	0.005
	1日平均値の最高	0.006	0.007	0.001	0.002	0.002
	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続	—	—	—	無	無
	1日平均の2%除外値	—	—	—	0.002	0.002
浮遊粒 子状物 質 (mg/m ³)	1時間値の最高	0.073	0.062	0.089	0.076	0.079
	1日平均値の最高	0.04	0.027	0.042	0.050	0.050
	日平均値0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続	—	—	—	無	無
	1日平均の2%除外値	—	—	—	0.040	0.036
二酸化 窒素 (ppm)	1日平均値の最高	0.012	0.008	0.011	0.016	0.013
	1日平均値の年間98%値	—	—	—	0.013	0.010
一酸化 炭素 (ppm)	1日平均値の最高	0.4	0.4	0.5	—	—
	1時間値の全平均	0.3	0.2	0.3	—	—
光化学 オキシダ ント(ppm)	昼1時間値の最高	0.084	0.113	0.086	0.113	0.140
	昼1時間値全平均	0.034	0.034	0.030	0.032	0.032
微小粒子 状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	1時間値の全平均	—	—	8.0	8.3	10.1
	1日平均値の最高	—	—	14.8	23.0	30.6
	1日平均値の年間98%値	—	—	—	19.3	24.0

※平成24年度～平成29年度は、年間測定時間（調査期間）が6000時間に満たないため、環境基準の長期的評価の対象とはなりません。平成30年度からは大気環境測定局が設置され、長期評価を行うことが可能になりました。

※岐阜県が実施する大気環境測定車「あおぞら」による調査は、平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火による周辺地域への影響を把握するため、「あおぞら」が下呂市小坂町地内に配置されたため、平成27年度及び平成28年度は実施されませんでした。